

# 令和8年度兵庫支部事業計画（案）

## 主要事項＜抜粋＞



# 令和8年度 兵庫支部事業計画 KPI

(1) 基盤的保険者機能関係	令和8年度KPI設定値	担当G	R7.KPI	実施状況	集計時期
①サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② サービススタンダートの平均所要日数7日以内を維持する ③ 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする	業務	100%	100%	R7.11
			-	-	-
			4.4%	4.8%	R7.11
②レセプト内容点検の精度向上	① 協会けんぽのレセプト点検の査定率について前年度以上とする ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする	レセプト	0.107%	0.098%	R7.9
	返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする		10,310円	9,853円	R7.9
③債権管理・回収と返納金債権の発生防止の強化			68.45%	48.48%	R7.10
(2) 戦略的保険者機能関係	令和8年度KPI設定値	担当G	R7.KPI	実施状況	集計時期
④特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	① 生活習慣病予防健診実施率を65.1%以上とする ② 事業者健診データ取得率を9.6%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を31.7%以上とする	保健	64.2%	43.3%	R7.11
			9.6%	5.1%	R7.11
			30.7%	14.9%	R7.11
⑤特定保健指導実施率及び質の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率を22.4%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を17.0%以上とする		20.8%	10.3%	R7.11
	血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を前年度以上とする。（※）胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く		15.9%	7.7%	R7.11
⑥重症化予防対策の推進			33.8%	32.9%	R7.12
⑦コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を2,200事業所以上とする（※）標準化された健康宣言の事業所数		1,950事業所	2,035事業所	R7.11
⑧医療資源の適正使用	ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度以上とする（※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする		88.9%	89.4%	R7.7
⑨広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	① 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を56.0%以上とする ② 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする ③ SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月2回以上情報発信を行う	企画	54.0%	54.2%	R7.11
			9,484事業所	10,871事業所	R7.11
			-	月3回	-
(3) 組織・運営体制関係	令和8年度KPI設定値	担当G	R7.KPI	実施状況	集計時期
⑩費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする	総務	15%以下	10.0%	R7.11

# 令和8年度 兵庫支部事業計画 重点項目

## 業務グループ

- ・ 業務処理体制の強化と意識改革の徹底
- ・ サービス水準の向上
- ・ 現金給付等の適正化の推進

## レセプトグループ

- ・ 医療費の適正化を図るためのレセプト点検の精度向上
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の審査の高度化を踏まえた、点検員のスキルアップによるレセプト内容点検効果額の向上
- ・ 返納金債権の早期催告、早期回収および、返納金債権の発生防止強化

## 保健グループ

- ・ 人間ドック健診の創設や生活習慣病予防健診にかかる20・25・30歳の若年者への対象者拡大等による受診率向上
- ・ 人間ドック健診創設を契機として健診機関の保健指導新規契約を拡大することによる実施率向上
- ・ 未治療者に対する受診勧奨事業の拡大

## 企画グループ

- ・ 健康リスクの高い業態等に着目した業態別の健康づくり事例集の作成並びにコラボヘルスの推進
- ・ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進
- ・ 医療費や健診データ等を活用した地域差等の分析による医療費適正化に向けた事業及び情報発信

## 総務グループ

- ・ OJTを中心とした人材育成
- ・ 内部統制・リスク管理の強化による、適正かつ効率的な業務遂行
- ・ 一者応札案件の減少

# 令和8年度 業務グループ事業計画（案）

## ■事業計画 <取組内容・目標>

### ■業務処理体制の強化と意識改革の徹底

- 職員の業務処理の多能化を進め、業務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。また、電子申請に対応した業務処理体制を構築する。

### ■サービス水準の向上

- すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。また、平均所要日数7日以内を維持する。

【対象】傷病手当金・出産手当金・出産育児一時金・埋葬料（費）

- 加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、電子申請を促進する。電子申請の促進に向けて積極的な働きかけを行う。
- 相談業務（受電及び窓口）の標準化や品質の向上を推進しお客様満足度の向上を図る。

### 令和8年度KPI

- サービススタンダードの達成状況を100%とする
- サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する
- 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする

## ■事業計画達成に向けた具体的な施策

### （1）業務処理体制の強化と意識改革の徹底

業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を行い、業務の標準化・効率化・簡素化を徹底する。

### （2）現金給付等の申請に係る郵送化率の向上

窓口来訪者に電子申請を案内する。

### （3）お客様満足度調査等を活用したサービス水準の向上

「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により支部の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。

## ■左記に至る背景・事業の現状等

### ■サービススタンダード達成率（令和7年9月時点）

100%（兵庫） / 100%（全国）

### ■傷病手当金 支払いまでの平均所要日数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度（9月時点）
兵庫	5.54日	5.34日	5.24日
全国	6.21日	5.64日	5.37日

### ■現金給付等の申請に係る窓口受付率

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度（11月時点）
兵庫	4.8%	4.6%	4.4%	4.8%
全国	4.3%	4.4%	4.2%	4.2%

### ■お客様満足度調査（令和6年度）の結果

窓口満足度	令和5年度	令和6年度	架電満足度	令和5年度	令和6年度
兵庫	100% (1位)	100% (1位)	兵庫	92.7% (17位)	未実施
全国	98.6%	97.7%	全国	87.6%	未実施

# 令和8年度 業務グループ事業計画（案）

## ■事業計画 <取組内容・目標>

### ■現金給付等の適正化の推進

- 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正な実施
- 現金給付の支給決定データ等の分析や不正の疑いが生じた申請については、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、支給の可否を再確認する。
- 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の適正化
- 被扶養者資格の再確認の徹底

## ■左記に至る背景・事業の現状等

### ■併給調整の対象件数（令和7年度12月時点）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12
件数	262	47	144	219	218	248	186	258	164

### ■柔道整復施術療養費における加入者への文書照会件数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (9月時点)
兵庫	6,004件	5,940件	2,975件

### ■被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
兵庫	89.66%	87.58%	88.60%
全国	92.27%	89.12%	88.44%

## ■事業計画達成に向けた具体的な施策

### （1）傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正な実施

傷病手当金と障害年金や労災保険休業補償給付を同期間に受給している方を調査し、併給調整について適正に実施を行う。

### （2）柔道整復施術療養費の適正化

多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月10日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰な受療について、加入者に対する文書照会を行う。また、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施するなど重点的な審査を行い、必要に応じ厚生局への情報提供を行うなど、柔道整復療養費の適正化につなげる。

### （3）被扶養者資格の再確認の徹底

宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収する。

# 令和8年度 業務グループ 令和7年度 架電によるモニタリング調査結果について

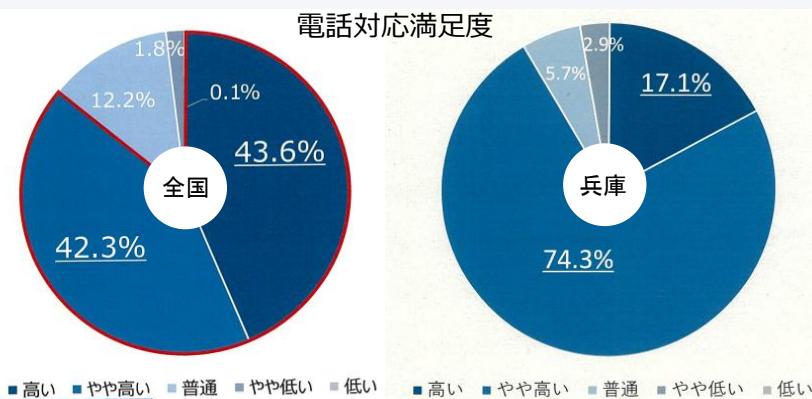
## ■サービス水準の向上

### ■お客様満足度調査等を活用したサービス水準の向上

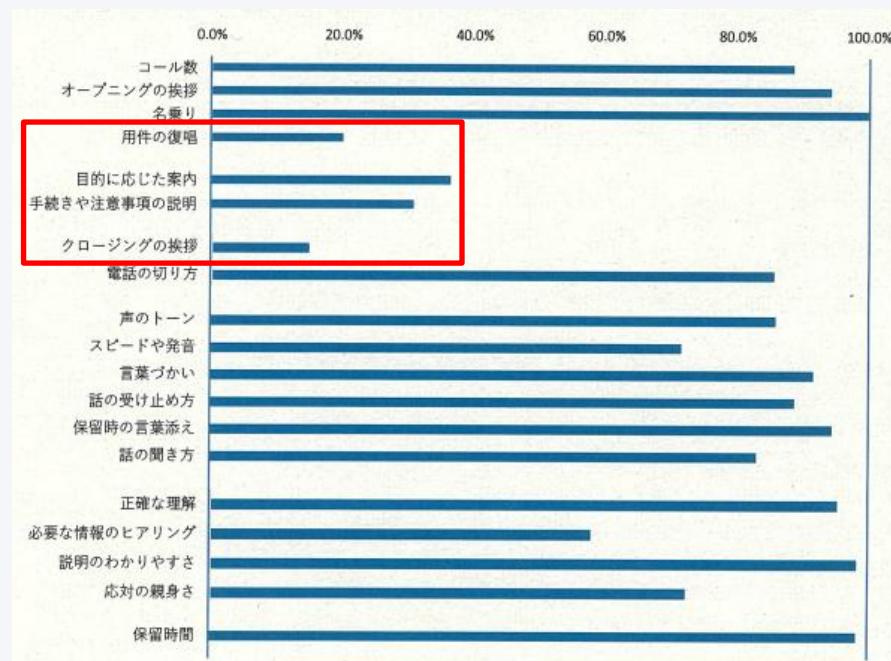
・「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により支部の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。

・本部が行う架電によるモニタリング調査結果から、支部の問題・課題を把握し、その結果をお客様対応に反映させることで、更なるお客様満足度の向上を図る。（実施中）

### 令和7年度架電調査結果（第1回）



### 項目別満足度



## ■令和7年度 架電によるモニタリング調査の概要

調査期間 令和7年8月1日(金)～令和8年1月30日(金)

- ①架電調査：架電により応対状況を確認
- ②フィードバック：調査結果を各支部へ通知
- ③改善に向けた支部内議論：支部内にて結果を共有し改善策の検討

上記のサイクルを3回実施し、各回の結果をもとに段階的に改善を図っていきます。  
(9月下旬、11月下旬、1月下旬)

# 令和8年度 レセプトグループ事業計画（案）

## ■事業計画 <取組内容・目標>

### ■レセプト点検の精度向上

- ・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、システムを最大限に活用した点検を実施する。また、毎月、自動点検マスターを精緻に更新し、効果的かつ効率的な点検を実施する。
- ・社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有し、点検員のスキルアップを図るとともに、内容点検効果の高いレセプトを重点的に点検する。
- ・社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。なお、社会保険診療報酬支払基金との協議事項の選定については、点検員全員で検討を行う。
- ・外部講師を活用した研修や他支部の査定事例を活用した勉強会等により、点検員のスキルアップを図り、内容点検の査定率の向上を目指す。
- ・資格点検・外傷点検について、システムを最大限に活用し、効果的かつ効率的な点検を実施する。

### ■令和8年度KPI

①協会のレセプト点検の査定率(※)について前年度以上とする。

(※) 査定率 = 協会のレセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会の医療費総額

②協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする。

## ■左記に至る背景・事業の現状等

### ■令和7年度 KPI

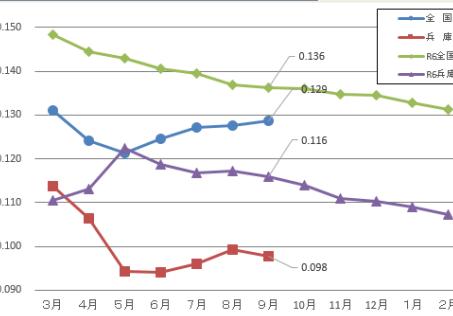
①協会のレセプト点検の査定率 0.107%以上

- 兵庫支部 9月現在 0.098%
- 全国平均 9月現在 0.129%

②再審査レセプト1件当たりの査定額 10,310円以上

- 兵庫支部 9月現在 9,853円
- 全国平均 9月現在 9,874円

①査定率(協会単独)の推移



②再審査レセプト1件当たりの査定額推移



## ■事業計画達成に向けた具体的な施策

### ■レセプト点検の精度向上

#### (1) 内容点検

①毎月、自動点検マスターのメンテナンスを行い、効果的かつ効率的な点検を実施する。

また、社会保険診療報酬支払基金における審査傾向、査定実績等を共有し、点検効果の高いレセプトを重点的な審査を強化するとともに社会保険診療報酬支払基金との協議に医科点検員全員で参加する。

②勉強会、研修等による点検員のスキルアップ図り、内容点検査定率の向上を目指す。

#### (2) 資格点検・外傷点検

①システムを活用し、効果的かつ効率的な点検を実施する。

②求償および労災疑義については、進歩管理の徹底と適正な損害賠償金・返納金の調定を実施する。

# 令和8年度 レセプトグループ事業計画（案）

## ■事業計画 <取組内容・目標>

### ■債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- 「債権管理・回収計画」を策定・実践し、確実な回収に努める。
- 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調査及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、早期回収に向けた取組を着実に実施する。
- 早期回収に努めるため、保険者間調整を積極的に活用するとともに、未納者に対しては、早期の段階から弁護士と連携した催告及び法的手続きを実施する。
- オンライン資格確認を有効に活用するため、事業主からの加入者の資格関係の早期かつ適正な届出について、日本年金機構と連携し、周知広報を実施する。

### ■令和8年度KPI

- ①返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を  
前年度以上とする。

## ■左記に至る背景・事業の現状等

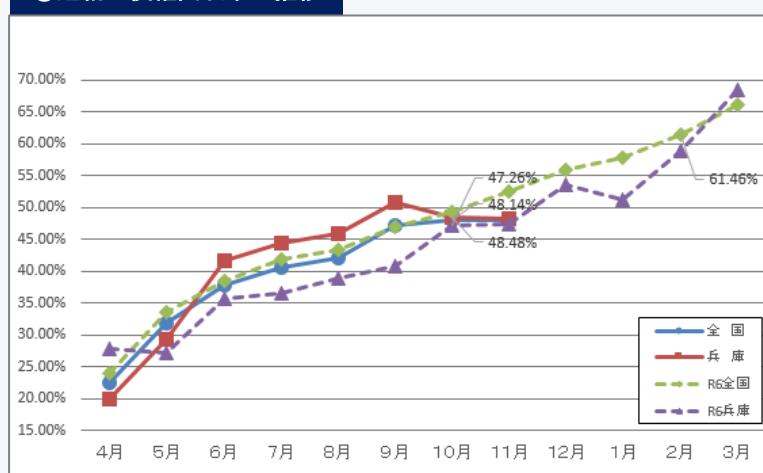
### ■令和7年度 KPI

- ①返納金債権回収率（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）

68.45%以上

- 兵庫支部11月現在 48.21%
- 全国平均11月現在 47.96%

①返納金債権回収率の推移



## ■事業計画達成に向けた具体的な施策

### （1）債権管理回収業務の推進

- 早期催告の確実な実施や進捗管理を徹底し、弁護士名による催告、勤務先催告、法的手手続きなど、効果的な回収方法を活用し、回収率の向上に努める。
- 保険者間調整については、積極的に活用することにより、確実な回収を図る。  
また、債権の長期化を抑止するため、安易な分割承認は行わない。
- 日本年金機構への住所情報、勤務先、銀行口座等に係る情報提供依頼を行い、不良債権の解消を図る。

### （2）返納金債権発生防止の強化

- 日本年金機構が被保険者資格喪失等の遡及処理を行うことにより、高額な返納金が発生することから、日本年金機構へ遡及処理時の被保険者等への説明の依頼等、協力連携を強化する。
- 事業所からの届出等が早期かつ適正にされるよう、日本年金機構等との協力連携を強化する。

# 令和8年度 保健グループ事業計画（案）

## ■事業計画 <取組内容・目標>

### ■特定健診実施率・事業者健診データ取得率の向上

#### ■令和8年度KPI

- 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：618,825人）
  - ①生活習慣病予防健診 実施率65.1%以上  
(実施見込者数：402,855人)
  - ②事業者健診データ 取得率9.6%以上  
(取得見込者数： 59,407人)
- 被扶養者（40歳以上）（実施対象者数：158,853人）
  - ③特定健康診査 実施率31.7%以上  
(実施見込者数： 50,356人)

※第4期特定健康診査等実施計画において、令和6年度～令和11年度の実施期間に、毎年度、健診実施者数を一定数以上着実に増加させることにより、令和11年度に全国で特定健康診査実施率70%を達成する目標を設定しています。

## ■左記に至る背景・事業の現状等

### ■健診実施率

#### 被保険者（本人）受診率



#### 被扶養者（家族）受診率



#### 令和7年11月末実施状況（速報値）

- ①生活習慣病予防健診…263,835人 (43.3%) 達成まであと126,995人
- ②事業者健診データ …31,211人 (5.1%) 達成まであと27,231人
- ③被扶養者特定健診 …24,198人 (14.9%) 達成まであと25,584人

## ■事業計画達成に向けた具体的な施策

### （1）生活習慣病予防健診

- ①人間ドック健診の創設や20・25・30歳の若年者への対象者拡大による受診率向上を目指す。
- ②人間ドック健診創設を契機として健診機関数の拡大や、各健診機関における協会加入者の受け入れ拡大に向けた働きかけを推進することで、健診を受けやすい環境を構築し、加入者からさらに選択される健診制度とする。
- ③過去の受診状況を検証し、受診率の低い事業所に対して、案内を工夫した効果的な受診勧奨を実施する。

### （2）事業者健診データ取得

- ①健診機関に電子カルテ情報共有サービスの導入を勧奨し、事業者健診データの効率的な取得を図る。
- ②勧奨業務を外部委託にて効果的・効率的に実施する。

### （3）被扶養者の特定健康診査

- ①ホテルや商業施設等での無料集団健診の実施を更に拡大する。また、自治体のがん検診同時実施の拡大を図る。
- ②令和9年度に実施する被扶養者を対象とした生活習慣病予防健診及び人間ドック健診について、円滑実施に向けた取組を行う。

# 令和8年度 保健グループ事業計画（案）

## ■事業計画 <取組内容・目標>

### ■特定保健指導の実施率の向上

#### ■令和8年度 KPI

①被保険者（特定保健指導対象者数：88,754人）

特定保健指導実施率 **22.4%以上**

（実施見込者数：19,881人）

②被扶養者（特定保健指導対象者数：4,494人）

特定保健指導実施率 **17.0%以上**

（実施見込者数：764人）

※第4期特定健康診査等実施計画において、令和6年度～令和11年度の実施期間に、毎年度、保健指導実施者数を前年度増加数以上着実に増加させることにより、令和11年度に全国で特定保健指導実施率35%を達成する目標を設定しています。

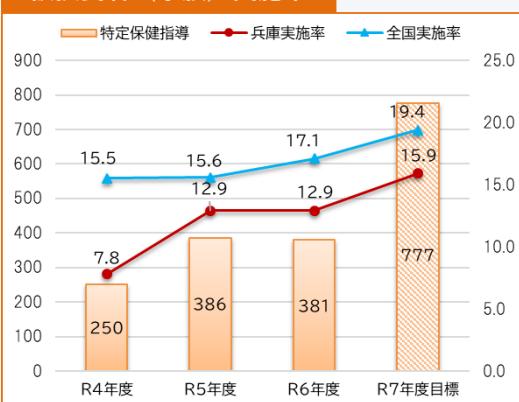
## ■左記に至る背景・事業の現状等

### ■保健指導実施率

#### 被保険者（本人）実施率



#### 被扶養者（家族）実施率



#### 令和7年11月末実施状況（速報値）

- 被保険者…8,974人 (10.3%) 達成まであと9,156人
- 被扶養者…375人 (7.7%) 達成まであと402人

## ■事業計画達成に向けた具体的な施策

### （1）被保険者

- ①人間ドック健診の創設を契機として、特定保健指導の新規契約健診機関を増やす。また、保健指導を実施する上でアドバイスや、サポートを行い、実施率向上を図る。
- ②健診当日の特定保健指導推進のため、健診委託機関ごとの目標実施件数に対する進捗確認を行うとともに、課題の見られる健診機関に対しては本部作成の事例集を活用し、解決に向けた意見交換を行う。
- ③特定保健指導未契約の健診実施機関に対し、特定保健指導対象者情報取得事業の推進を図る。
- ④ICTや店舗を活用した特定保健指導など、専門機関への外部委託を推進し、実施率の向上を図る。
- ⑤特定保健指導の受け入れが進んでいない事業所に対し、訪問勧奨を実施し、利用促進を図る。
- ⑥保健指導担当者を対象とした研修会を開催し、成果を重視した特定保健指導の質の向上を図る。
- ⑦特定保健指導に該当間近な方に対し、健診前に警鐘を鳴らす通知を送付し、対象者の減少につなげる。

### （2）被扶養者

- ①ホテル健診など協会けんぽ主催の集団健診を拡大し、集団健診当日における初回面談実施を推進する。

# 令和8年度 保健グループ事業計画（案）

## ■事業計画 <取組内容・目標>

### ■重症化予防対策の推進

#### ■令和8年度KPI

健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする。

##### (1) 未治療者に対する受診勧奨の実施

- 【支部】健診機関による勧奨 → 健診受診から1か月以内に実施  
(下表の赤の基準の勧奨を強化)
- 【支部】ゼロ次勧奨 → 健診受診から3か月後に実施
- 【本部】一次勧奨 → 健診受診から6か月後に実施
- 【支部】二次勧奨 → 一次の後、受診が確認できない者に実施

収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c	LDLコレステロール
160mmHg以上	100mmHg以上	126mg/dl以上	6.5%以上	180mg/dl以上
180mmHg以上	110mmHg以上	160mg/dl以上	8.0%以上	

##### (2) 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- 糖尿病治療中断者への受診勧奨を行う。
- これまでの糖尿病性腎症重症化予防事業の取り組みを踏まえ、専門医のアドバイスを受けながら、市町との連携やかかりつけ医との連携等による今後の重症化予防事業を検討する。

## ■左記に至る背景・事業の現状等

### ■健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合

勧奨時期	健診年度	受診勧奨基準値 該当者数 ※は全国総数	健診受診月から10か月以内 受診者数(率) ※は全国総数 (率平均)
令和5年10月～ 令和6年9月	令和5年度 健診受診者	35,622人 ※ 925,668人	11,921人 (33.5%) ※ 314,194人 (33.9%)
令和6年10月～ 令和7年5月	令和6年度 健診受診者 (4～11月)	29,826人 ※ 796,536人	9,826人 (32.9%) ※ 271,391人 (34.1%)

### 糖尿病治療中断者への受診勧奨

令和8年1月 対象者66名に対し書面による受診勧奨を実施予定。  
(参考: 6年度結果)  
48名に対し実施し、12名が治療再開。

## ■事業計画達成に向けた具体的な施策

### (1) 未治療者に対する受診勧奨の実施

#### ①健診受診後早期の受診勧奨業務

血圧・血糖・脂質等について要治療と判定された者に対し、健診受診後、一次勧奨よりも早期に受診勧奨を実施する。特に、より重症域に該当する要治療者には、早急に受診を促す勧奨を実施する。

②胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対して実施した受診勧奨の効果検証を行う。

### (2) 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

①糖尿病性腎症治療中断者に対し受診勧奨を実施する。

②これまでの糖尿病性腎症重症化予防事業の取り組みを踏まえ、専門医のアドバイスを受けながら、市町との連携やかかりつけ医との連携等による今後の重症化予防事業を検討する。

# 令和8年度 企画グループ事業計画（案）

## ■事業計画 <取組内容・目標>

### ■コラボヘルスの推進（事業所と保険者の連携）

«主な取組内容»

1. 事業所健康診断カルテなどを活用し、事業所及び業態ごとの健康度の見える化を図る
2. 自治体・経済団体等との健康増進事業の連携推進
3. 全職員による事業所訪問の継続実施
4. 宣言事業所へのフォローアップの充実、健康講座の提供
5. 健康経営セミナー・兵庫県チャレンジ企業アワードの開催
6. 喫煙者に対する効果的な禁煙啓発の実施
7. メンタルヘルスセミナーの開催
8. 業種別事例集を活用した健康宣言事業所数の拡大
9. 健康保持のための「健康づくりサイクルの定着」を図る

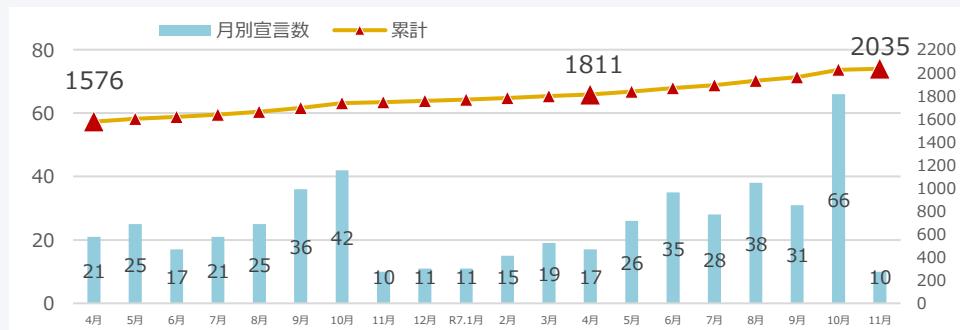
### ■令和8年度KPI

健康宣言事業所数を **2,200事業所以上** とする。

(※) 標準化された健康宣言の事業所数

## ■左記に至る背景・事業の現状等

### ■健康宣言事業所数の推移



令和7年度KPI  
1,950事業所  
令和7年11月末時点  
2,035事業所

### ■健康経営優良法人認定事業所の推移（協会けんぽ加入事業所）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
認定数	6	31	121	275	412	590	606	666	744

## ■事業計画達成に向けた具体的な施策

### ■「わが社の健康宣言」事業の拡大と質の向上

- ①「わが社の健康宣言」の取り組みの質を維持・向上させる観点から、健康講座や健康情報の提供、健康測定機器の貸出などによる健康宣言事業所に対するフォローアップを充実させ、事業所における社員のヘルスリテラシー向上を図る。
- ②兵庫支部における医療費や血圧・血糖・脂質等のリスク保有率が高い傾向がある業態において、明らかとなった傾向から事業所や業界団体への健康づくり推進に向けた働きかけを行う。また、令和5年度より作成している業態別事例集の反響を踏まえ、新たな業種において好取組を紹介した事例集を作成し、健康経営の普及・促進と健康宣言事業所の拡大を図る。
- ③兵庫県との共同開催による健康経営セミナー・チャレンジ企業アワードや、健康経営優良法人2027の取得を目指したセミナー、事業所担当者・従業員向けのメンタルヘルスセミナー等の各種セミナーを実施する。
- ④毎年、確実に健診を受診し、健診結果に応じた行動（特定保健指導の利用や医療機関への早期受診）をとることの必要性をわかりやすく周知し、健康を保持するための「健康づくりサイクルの定着」を図る。

# 令和8年度 企画グループ事業計画（案）

## ■事業計画 <取組内容・目標>

### ■広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

#### «主な取組内容»

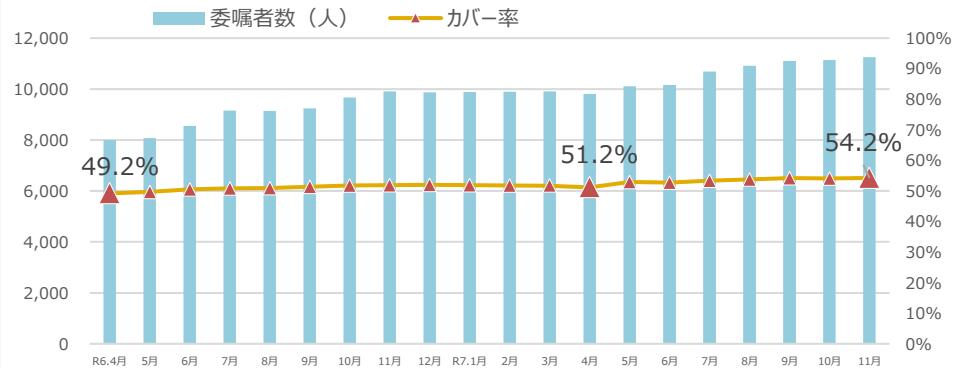
1. 支部広報計画に基づいた効果的な広報の実施
2. Web広告やSNSを活用した加入者へ直接届く広報の実施
3. 関係団体と連携した広報の実施
4. 「健診体系の見直し」、「電子申請・けんぽアプリの利用促進」「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」について積極的な広報の実施
5. マイナ保険証利用促進広報の実施
6. 健康保険委員の委嘱勧奨の拡大・研修会の開催

### ■令和8年度KPI

- 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を **56.0%以上** とする。
- 健康保険委員の委嘱事業所数を **対前年度以上** とする。
- SNS（LINE公式アカウント）を運用し、**毎月2回以上** 情報発信を行う。

## ■左記に至る背景・事業の現状等

### ■健康保険委員委嘱者数及びカバー率の推移



### 令和7年度KPI 54.0%以上（令和7年11月末時点 54.2%）

- 委嘱事業所数 10,871事業所
- 委嘱者数 11,255人
- 被保険者カバー数 496,349人（全体914,945人）

LINE配信 令和6年11月から開始（令和7年6月から月3回配信）

メールマガジン配信件数 9,273件（令和7年11月配信分）

## ■事業計画達成に向けた具体的な施策

### （1）健康保険委員の委嘱拡大及び活動の活性化

全国と比較して委嘱率が低い小規模事業所に対し、文書や架電による委嘱拡大の勧奨を実施する。大規模事業所に対しては、訪問による重点的な委嘱勧奨に取り組む。また、委嘱拡大と並行し健康保険委員の活動の活性化を図るために、広報ツール（定期広報紙、協会けんぽGUIDE BOOK、制度周知卓上カレンダー、階段用消費カロリーステッカー等）の提供やオンラインによる研修会を開催する。

### （2）広報の推進

- ①最重点広報テーマとして、「令和9年度保険料率改定」、「健診体系の見直し」（現役世代への健診事業の拡充）、「電子申請・けんぽアプリの利用促進」、「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」について、加入者・事業主の一層の理解を得られるよう、Web広告をはじめとする様々な広報媒体を活用して周知を行う。
- ②重点広報テーマとして、加入者へ直接情報を発信できるLINEの配信回数及び配信内容を充実させ、登録者数の増加に取り組む。

# 令和8年度 企画グループ事業計画（案）

## ■事業計画 <取組内容・目標>

### ■データ分析に基づく事業実施

«主な取組内容»

1. 医療費・健診データ等を活用した地域差の分析
2. 統計分析研修や分析マニュアルを活用した分析の質の底上げ
3. 外部有識者による研究の成果や他支部の好事例を活用した事業への展開

### ■医療費適正化

«主な取組内容»

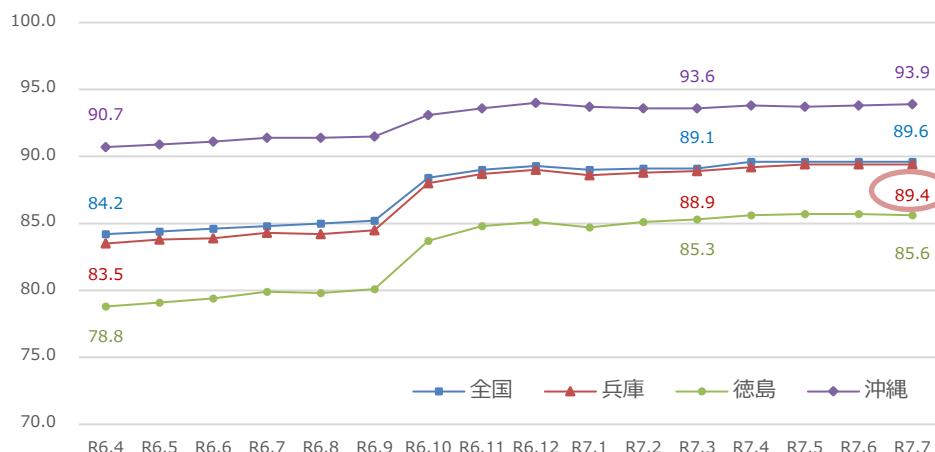
1. ジェネリック医薬品・バイオシミラーの使用促進
2. 上手な医療のかかり方の普及・啓発
3. インセンティブ制度の周知・広報の実施
4. 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

### ■令和8年度KPI

- 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（医科・DPC・調剤・歯科）を 対前年度未以上 とする。

## ■左記に至る背景・事業の現状等

### ■ジェネリック医薬品の使用状況（全国・兵庫・徳島・沖縄の比較）



令和7年度KPI 対前年度未以上（88.9%以上）  
(令和7年7月時点 89.4%)

## ■事業計画達成に向けた具体的な施策

### （1）データ分析に基づく事業実施

- ① 医療費や健診データ等を活用し、地域差の分析を行い、医療費適正化に向けた事業及び情報発信を実施する。
- ② 令和6年度に「保険者努力重点支援プロジェクト」対象支部が本部と連携して実施した禁煙啓発事業のノウハウを活用して、令和7年度に兵庫支部で実施した「業態別喫煙者への禁煙啓発事業」の効果検証を行い、事業に反映させる。
- ③ 市町と共同分析を進め、地域・職域を合わせたデータ分析を行うことにより、健診受診率の向上や、生活習慣病の予防・早期発見等に向けたエビデンスに基づく健康課題の共有、事業連携により保健事業を推進する。

### （2）医療費適正化

- ① 「見える化ツール（ジェネリック医薬品に関するお知らせ）」を活用し、県内の保険薬局へ送付することで普及啓発を行う。
- ② 医療機関や都道府県、医師会、薬剤師会、病院薬剤師会等関係者へのバイオシミラー使用促進協力依頼等の働きかけを行う。
- ③ 不要不急の時間外受診を減らすため、Web広告を利用した「上手な医療のかかり方」に関する広報を実施する。

# 令和8年度 総務グループ事業計画（案）

## ■事業計画 <取組内容・目標>

保険者機能の更なる強化・発揮のため、人材育成、システム運用に業務効率等により組織基盤の整備・強化を図るとともに、内部統制・リスク管理を強化し、業務の適正を確保する。

### 【主な重点施策】

- ◆ OJTを中心とした人材育成
- ◆ コンプライアンスの徹底
- ◆ 働き改革の推進
- ◆ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

■**令和8年度KPI**：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、**15%以下**とする。

## ■左記に至る背景・事業の現状等

■一般競争入札に占める一者応札案件の割合 **12.0%**（令和7年上期）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (上期)
兵庫支部	0%	9.1%	10.0%	10.3%	12.0%
全国平均	12.6%	14.3%	9.9%	10.7%	19.1%

### ■OJTを中心とした人材育成

- ・4月採用新入職員に対するOJTの実施（4～9月）

### ■コンプライアンスの徹底、個人情報保護等に対するリスク管理

- ・コンプライアンス委員会の開催（4・7月）
- ・個人情報保護管理委員会の開催（4・7月）
- ・リスク予防措置の取り組み（8月）

## ■事業計画達成に向けた具体的な施策

### （1）OJTを中心とした人材育成

- ①支部内研修の実施。新規採用職員や経験の浅い職員に対しては、計画的かつ継続的なOJT研修を実施。
- ②本部実施研修に加え、階層別研修及び支部の課題に応じた研修を実施し、組織基盤の底上げを図る。

### （2）コンプライアンスの徹底、個人情報保護等に対するリスク管理

- ①コンプライアンス委員会及び個人情報保護管理委員会の定期的な開催。コンプライアンス、セキュリティの自己点検の実施。
- ②ハラスメントに関する相談等について、職員が安心して相談できるよう、内部相談窓口と併せて外部相談窓口の周知・浸透。
- ③リスクの発生を未然に防止するために、リスク要因の洗い出し、対策等の取組を拡充する。

### （3）働き方改革の推進

職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、次世代育成支援・女性活躍推進に関する行動計画を取り組み、協会けんぽの働き方改革を推進する。具体的には、年次有給休暇や育児休業の取得促進、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。

### （4）費用対効果を踏まえたコスト削減等

一者応札案件の減少に努めるため、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取等、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。一者応札となった案件については、アンケート調査等を通じて改善につなげる。